

第2期 美里町教育振興基本計画

令和3年4月16日
美里町・美里町教育委員会

目 次

はじめに	
第1章 基本計画	1
1 策定の背景	1
2 策定の趣旨	1
3 計画期間	1
第2章 これまでの取組と課題	2
1 学校教育	2
2 社会教育・生涯学習	3
第3章 基本理念	5
第4章 基本方針	6
第5章 教育施策	7
政策1 教育の振興	7
施策1 学校教育の充実	7
目標1-1 確かな学力	7
目標1-2 豊かな心の育成	8
目標1-3 健やかな体の育成	9
目標1-4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成	9
目標1-5 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	10
施策2 多様な人材の育成	10
目標2-1 グローバルに活躍する人材の育成	10
施策3 生涯学習の充実	11
目標3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	11
目標3-2 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	12
政策2 教育環境の整備	13
施策4 学びのセーフティネットの構築	13
目標4-1 家庭への経済的支援と健康保持	13
目標4-2 教育機会の提供	14
施策5 教育を振興するための基盤整備	14
目標5-1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	14
目標5-2 ICT 利活用のための基盤整備	15
目標5-3 安全・安心で質の高い教育環境の整備	15
目標5-4 児童生徒等の安全の確保	16
第6章 計画の推進と進行管理	17

はじめに

わたくしたちは、情報化、グローバル化が急速に進展し、人工知能（AI）などの技術革新が急速に進み、頻発する自然災害、貧困、環境問題など地球規模の課題を抱え、また、少子高齢化が急速に進む社会に直面し、その上、新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な、予測することが困難な社会の中で生活しています。

変化の激しい、予測のむずかしい社会の中で、わたくし達はそれぞれ自立し、未来を切り開き、持続可能な社会を構築していかなければなりません。自立し、他と協働して、生き抜く力を育むのが教育の使命です。

国の第3期教育振興基本計画に、「誰もが人間ならではの感性や創造性を發揮し自らの『可能性』を最大化していくこと、そして誰もが身につけた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる『チャンス』を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が今求められています。」とあります。このようなことも踏まえ、美里町の実情に合わせて、「第2期美里町教育振興基本計画」を策定しました。

第1章 基本計画

1 策定の背景

美里町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、平成30年3月に美里町教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。平成30年10月の総合教育会議で協議調整し、第1期計画は、本町の教育、文化、スポーツの振興に関する施策を定めているので、第1期計画をもって、「美里町教育大綱」とすることとして、同年11月に、第1期計画をもって、「美里町教育大綱」としています。

第1期計画は、美里町総合計画・美里町総合戦略（以下、「第1次総合計画」という。）を踏まえて、本町の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定しました。なお、第1期計画は、終期を第1次総合計画と合わせているため、令和2年度（2020年度）で計画期間が終了します。

国においては、平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画（以下「国基本計画」という。）に基づき、教育施策が進められており、宮城県においては、平成29年3月に策定された第2期宮城県教育振興基本計画（以下、「県基本計画」という。）に基づき、教育施策が進められています。

教育委員会では、国基本計画を参照するとともに、県基本計画及び第1期計画を踏まえ、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（以下、「第2次総合計画」という。）に基づき、本町の実情に合わせ、第2期美里町教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

新型コロナウイルスの影響につきましては、本計画全体に及ぶ可能性がありますが、新型コロナウイルスの収束の予測がつかない現在の状況では、政策・施策・事務事業において、その影響を可能な限り考慮して実施していきます。

2 策定の趣旨

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。しかし、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて美里町長が策定する、本町の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）」と通底しているので、本計画と大綱は一体のものとします。

3 計画の期間

本計画の計画期間を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。また、国基本計画の改正・見直しが行われた場合には、その計画を参照して本計画の見直しを行うこととします。

第2章　これまでの取組と課題

第1次総合計画、第1期計画に掲げた学校教育と社会教育・生涯学習の目標をめざし、その施策の実行に取り組んできました。その取組と課題については、以下とおりです。

1　学校教育

次の5つの学校教育の目標を掲げ、学校教育の充実に取り組んできました。

- ・児童生徒一人ひとりが毎日楽しい充実した学校生活を過ごすこと。
- ・自ら学び、自ら考え、主体的に問題を解決するようになること。
- ・個性の多様性を認める豊かな心を持ち、互いに支え合えるようになること。
- ・心身ともに健康で、粘り強く生きるようになること。
- ・自分を育てた学校・郷土をおのずから誇りに思えるようになること。

○　取組と課題

- (1) 就学前の幼児教育については、世代間交流、農作物の栽培、小中高生・地域住民との交流、食育、あいさつ運動、「早寝、早起き、朝ごはん」の推奨等に取り組み、幼児が円滑に就学することができるよう努めてきました。しかし、核家族・共働き世帯等、家庭環境の変化により、その年齢に必要な生活習慣が十分に備わっていない幼児がいます。就学前に基本的な生活習慣を身につけさせるようにすることが大切です。
- (2) 教育委員会が中心となり、各学校の研究主任で構成する学力向上委員会を通して、学力向上に関する情報を学校間で共有し、各学校で学力向上につなげるよう努め、また、全国学力・学習状況調査に加え、小学校4年生以上及び中学生1・2年を対象にCRT（目標基準準拠検査）を実施し、これらの結果を分析し、学習指導に活かすよう取り組んできました。しかし、その結果分析による指導内容のさらなる改善とわかりやすい授業をていねいに行っていく必要があります。
- (3) 研究主任者会議で、小中連携した指導に関する研究を進め、各中学校区で課題を共有し、課題解決に向けて取り組むべき具体的な方策を探求し、小中連携教育の推進に取り組んでいますが、今後の児童生徒の減少を見据え、更なる小学校から中学校への円滑な接続を行うことができる取り組みが求められています。
- (4) いじめは、絶対にあってはならないという思いのもとに、いじめ防止に取り組んでいますが、それとともに、道徳科を中心として学校の教育活

動全体を通じて、児童生徒の他を思いやる心と豊かな感性を育み、いじめにあった児童生徒の心のケアを第一にいじめに関する指導・相談体制を強化する必要があります。

- (5) 将来の担い手である子どもたちが持続可能な社会づくりについて考える学習を推進していくことが必要です。そのためには ESD (Education for Sustainable Development の略、「持続可能な開発のための教育」と訳されている) を推進していく必要があります。ESD とは、現代世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を、わたくし達が自らの問題として捉え、一人一人ができるることを考え、実践して (think globally, act locally)、課題解決のための価値観、行動を生み出し、持続可能な社会の創造を目指していく学習や活動のことです。
- (6) 学校給食において、地産地消を推進し、バランスの取れた給食を提供し、食習慣を含めた生活・運動習慣の指導に努めていますが、子どもたちの肥満、運動能力の低下が懸念されます。
- (7) 子どもたちが夢と希望を持ち、自分の将来について考えるためのキャリア教育に努めていますが、より一層自分の将来について考えるための機会が必要です。

2 社会教育・生涯学習

次の5つの社会教育・生涯学習の目標を掲げて、社会教育・生涯学習の充実に取り組んできました。

- ・ 住民一人一人が学ぶ喜びと尊さを知り、豊かな人生を過ごすこと。
- ・ 子どもたちが愛情に満ちた心暖かな家族に囲まれて健やかに育つこと。
- ・ 地域社会全体で子どもたちを見守り育てる土壌が培われること。
- ・ 次世代を担う青少年が夢と希望をもって社会に羽ばたくこと。
- ・ 住民一人一人が尊重され、協調・協力し合う地域社会を形成すること。

○ 取組と課題

- (1) 小牛田・南郷図書館において、貸出、調査相談等のカウンターサービスと資料収集、外部機関との連携・協力に取り組んでいますが、情報のデジタル化等の影響もあり、本町の図書館利用者数は、減少傾向にあります。今後は、社会経済情勢の変化を踏まえ、利用者ニーズに合わせた図書館運営を行っていく必要があります。
- (2) 学校教育と生涯学習の学びの場の垣根を低くして、子どもから大人までの様々な世代が地域や社会に主体的にかかわりながら、活動することのできる生涯学習環境を、図書館を含めて、整備していく必要があります。

- (3) 社会経済情勢の変化とともに、開発等により地域文化財は失われつつあり、文化財への関心は薄くなっています。今後、積極的に文化財を保護していく必要があります。それとともに、町内の伝統芸能を保存するために、後継者の育成に努めていく必要があります。
- (4) 郷土資料館の運営を開始し、郷土資料の保存・活用に努めていますが、資料の整理等に時間がかかっていますので、郷土資料館の運営方法について考えていく必要があります。
- (5) 値値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への愛着と帰属意識の低下などによって、地域活動が衰退し、子どもたちの地域活動への参加の機会も少なくなり、地域の教育力が低下しています。子どもたちを地域で支える環境づくりなお一層取り組んでいく必要があります。
- (6) 文化・スポーツ施設等の利用状況に大きな変化はありませんが、施設の経年劣化が進んでいます。少子高齢化の進行による利用者の減少を見越して、計画的な修繕に努めながら、将来を見据えた施設のあり方を検討する必要があります。

第3章 基本理念

わたくしたちは、変化の激しい、予測することの困難な社会の中で、それぞれ自立し、他と協働して、未来を切り開き、持続可能な社会の構築を目指していかなければなりません。

そのような状況において、子どもたちが自立し、他と協働して、生き抜く力を育むのが教育の使命です。美里町は、住民のみなさまとともに、人との関わりの中で豊かな心を養い、未来を切り開く知恵を身に着け、変化の激しい社会を柔軟に生き抜く力を育てます。

これを基に、「人との支え合いを大切にし、自ら学び、たくましく柔軟に生き抜く力をはぐくむ」ことを基本理念とします。

第4章 基本方針

第1次総合計画、第1期計画の実現に向け、取り組んできて明らかになった課題、社会経済情勢の変化に伴い新たに生じてきた課題を解決するために、これから取り組んでいく教育施策に関する基本方針を次の5つとします。

1 学校教育の充実（夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成）

次の3つの柱を基に、学校教育の充実を図ります。

- ・自ら学び、自ら考え、自ら問題を解決する子どもを育てる（確かな学力）。
- ・豊かな心を持ち、互いに支え合う子どもを育てる（豊かな人間性）。
- ・心身ともに健康で、たくましく柔軟に生きる子どもを育てる（心身の健康）。

2 多様な人材の育成（社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成）

情報化やグローバル化が急速に進み、人工知能（AI）が急速に進展する中で、情報、人工知能（AI）を駆使し、グローバルに活躍する多様な人材を育成します。

3 生涯学習の充実（生涯学び、活躍できる環境の整備）

人生100年時代を見据えて、学校教育と生涯学習の学びの場の垣根を低くして、子どもから大人までの様々な世代が地域や社会に主体的にかかわりながら、活躍することができる生涯学習環境を、図書館、郷土資料館を含めて整備します。

4 学びのセーフティネットの構築（誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築）

経済的に困難な家庭の子どもたちに対する支援と特別な支援を必要とする子どもたち一人一人の教育ニーズに応じた多様で柔軟な取り組みをより一層進めていきます。

5 教育を振興するための基盤整備（学校教育環境の整備と充実）

ICTの利活用の促進、安全・安心で質の高い学校教育環境の整備を含めて、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等の取組をより一層進めていきます。

第5章 教育施策

第4章で述べた教育政策に関する5つの基本方針に基づいて、課題解決のための政策、施策、施策の目標、また、これまで取り組んできた事業の現状と課題とその具体的な対応策は次のとおりです。

政策1 教育の振興

施策1 学校教育の充実

目標1-1 確かな学力

事業1 多様な幼児教育の実践

現状と課題

核家族、共働き世帯等、家庭環境の変化によりその年齢に必要な生活習慣が十分に備わっていない幼児がいます。このため、就学前に基本的な生活習慣を身に付けさせることが大切です。

対応策

就学前の幼児教育については、世代間交流、植物・農作物栽培、小中高生・地域住民との交流、食育、挨拶運動、「早寝、早起き、朝ごはん」の推奨等の多様な取組を行うことにより、幼児が円滑に就学することができる教育に努めます。

事業2 学習到達度の把握と結果分析を活用した教科指導

現状と課題

各小中学校に学力向上支援員を配置するとともに学力向上委員会を設置し、全国学力・学習状況調査、CRT（目標基準準拠検査）の結果分析からその対策を考え、基礎学力の向上に取り組んでいますが、その結果分析による指導内容の改善を進める必要があります。

対応策

教育委員会が中心となり、各学校の研究主任で構成する学力向上委員会を通して、学力向上の取組に関する情報を学校間で共有し、各学校における学力向上につなげます。また、全国学力・学習状況調査に加え、小学校の4年生以上及び中学校の1・2年生を対象にCRTを実施し、これらの結果を分析することで、今後の学習指導に役立てます。

事業 3 小中連携教育の推進

現状と課題

中学校区ごとに、小中連携した指導に関する研究等の取組を進めていますが、今後の児童生徒数の減少を見据え、更なる小学校から中学校への円滑な接続を行うことが求められます。

対応策

町全体での小中連携教育を見据えたうえで、中学校区ごとに課題を共有し、課題解決に向けて取り組むべき具体的な方策を見いだすため、研究主任者会議等を開催し、小中連携教育の推進を図ります。

目標 1-2 豊かな心の育成

事業 4 総合的な学習の時間の充実

現状と課題

児童生徒が自ら進んで学習する機会が少ないことから、児童生徒が様々なものに興味と関心を持ち、自ら進んで調べ、学習する機会を確保することが必要です。

対応策

調べ学習が積極的に行えるよう、学習機会を確保しながら、教材等の有効な活用に努めます。

事業 5 いじめ防止・心のケアの充実

現状と課題

いじめは、絶対にあってはならないという姿勢で取り組んでいます。このような中で、児童生徒の他人を思いやる心と豊かな感性を身に付ける教育を進めるとともに、いじめられた児童生徒の心のケアを行うことが大切です。

対応策

いじめられた児童生徒の心のケアを第一に、いじめに関する指導・相談体制を強化します。

事業 6 道徳教育等の充実

現状と課題

自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や思いやりの心を育むことが求められています。

対応策

道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うことから、全体計画を作成し、全ての教師が協力して効果的な道徳教育を推進し

ます。

事業 7 ESD を見据えた学習の推進

現状と課題

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が世界規模で進められている中、「教育が全ての SDGs の基礎」であると言われており、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進が求められています。そのような中で、ESD の考え方、取り組むべき課題を捉え、子どもたちが持続可能な社会づくりの担い手となるために必要な学習を推進していくことが求められています。

対応策

新中学校においては、ESD の推進拠点として位置付けられているユネスコスクールに加盟するための取組を進めます。また、町内小学校・幼稚園においても、ESD を踏まえた学習を推進します。

目標 1-3 健やかな体の育成

事業 8 規則正しい生活習慣・運動習慣の定着

現状と課題

学校給食を実施し、地産地消の推進、バランスの取れた給食を提供しながら、食習慣を含めた生活・運動習慣の指導に努めています。しかし、児童生徒の肥満、運動能力の低下が懸念されています。

対応策

生活習慣調査を継続し、その結果を基に、各家庭における基本的な生活習慣の定着・理解が図られるよう支援します。また、規則正しい生活習慣の指導、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の継続的な取組を進めます。

目標 1-4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

事業 9 キャリア教育の充実

現状と課題

子どもたちが、夢と希望を持ち、自分の将来について考えるためのキャリア教育の推進に努めていますが、より一層自分の将来のことを考える機会が必要です。

対応策

教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度を育成できる体制を整えます。

目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

事業 10 協働教育の推進

現状と課題

地域のつながりが希薄化しており家庭及び地域の教育力が低下しています。そのような中で、子どもたちを地域住民の力でサポートしていく環境づくりが課題となっています。

対応策

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで、家庭及び地域における教育力の向上を図ります。また、学校教育を一層充実させるために地域の住民が一体となって取り組んでいく地域社会の形成に努めます。

施策 2 多様な人材の育成

目標 2-1 グローバルに活躍する人材の育成

事業 11 英語教育の充実

現状と課題

児童生徒がネイティブの英語に触れる機会として、学校に外国語指導助手（A L T）を配置するとともに、小学生イングリッシュキャンプ及び中高生アメリカ派遣事業に取り組んでいますが、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力の向上が必要とされています。

対応策

児童生徒が生きた英語に触れ、学べる環境を整えます。また、国際共通語としての英語力の向上を図り、児童生徒が将来において、国際化社会に対応できるような英語教育に取り組みます。

事業 12 非核平和の推進

現状と課題

戦争体験が風化し、児童生徒の平和に対する意識の低下が懸念されている中、児童生徒が戦争の悲惨さ、残酷さ、特に原爆が投下された歴史を知り、平和について学ぶことが大切です。

対応策

被爆地への中学生派遣、戦争被爆体験者の講演会及び平和展の開催を通じて、平和教育を推進していきます。

事業 13 伝統、文化及び芸術に関する教育の推進

現状と課題

児童生徒が自分の住んでいるまちの伝統、文化及び優れた芸術に触れる機会が必要とされています。

対応策

児童生徒が、まちの伝統、文化及び優れた芸術に触れる機会を通じて、その良さを継承し、さらに新しい文化、芸術の創造に向かう教育の充実に取り組みます。

施策 3 生涯学習の充実

目標 3-1 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

事業 14 図書館事業の充実

現状と課題

小牛田・南郷図書館において、貸出、調査相談等のカウンターサービスと資料収集、外部機関との連携・協力に取り組んでいますが、情報のデジタル化、近隣自治体の新館開館の影響もあり、本町の図書館の利用者数は、減少傾向にあります。今後は、社会経済情勢の変化を踏まえ、資料収集、提供を行いながら、利用者ニーズに合わせた図書館運営を行う必要があります。

対応策

図書館において、各世代のライフステージ、ライフスタイルにあった資料提供、利用サービスを行います。また、小中学校及び幼稚園と連携した読書環境の整備、県立図書館・県内公共図書館との連携を進めます。さらには、読み聞かせなどボランティアの育成、地域資料の充実、千葉亀雄記念文学室の活用に取り組みます。

事業 15 文化財の保護・保存

現状と課題

社会情勢の変化や各種開発等により地域の文化財は失われつつあり、文化財への関心は薄まっています。文化財への理解と関心を高めながら、積極的に文化財を指定し保護する必要があります。また、町内の伝統芸能を保存するためには、後継者の育成が課題となっています。

対応策

文化財に関する情報の充実を図るとともに、重要な文化財の調査を計画的に進め、歴史的価値が認められたものを文化財に指定し、文化財の積極的な保護に努めます。また、町内の伝統芸能を住民が知る機会を増やし、

後継者の育成に努めます。

事業 16 郷土資料館を中心とした資料収集・保存・活用

現状と課題

郷土資料館の運営を開始し、郷土資料の保存・活用に努めていますが、資料の整理に時間がかかります。ボランティアの活用などを含めて、郷土資料館の運営方法について考えていく必要があります。

対応策

ボランティアを積極的に活用し、資料を整理し、多くの人が郷土資料館を活用できるように、郷土資料館の運営方法を含めて、郷土資料館の充実を図ります。

事業 17 文化活動、スポーツ活動を行う団体、個人への支援

現状と課題

人生を豊かにする学習活動や地域活性化に向けた学習を実践する場として、一層生涯学習環境の充実を図る必要があります。

対応策

学校教育と生涯学習の学びの場の垣根を低くして、子どもから大人までの様々な世代が、地域や社会に主体的にかかわりながら、活動することのできる生涯学習環境を、図書館、コミュニティセンター、スポーツ施設を含めて整備するとともに、文化活動、スポーツ活動を行う団体、個人への一層の支援を行っていきます。

目標 3-2 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

事業 18 社会教育の推進

現状と課題

子どもたちの人間関係の希薄化や社会参加活動の経験不足が指摘されています。このため、子どもたちを地域社会で見守り、育てるような環境を作り上げていくことが必要とされています。

対応策

家庭、学校、地域社会及び関係団体が一体となって青少年の健全育成活動を展開します。

事業 19 社会教育関係施設の計画的な整備と維持管理

現状と課題

近年、文化・スポーツ施設等の利用状況に大きな変化はありませんが、

施設の経年劣化が進む一方で、将来、少子高齢化の進展により利用者の減少が見込まれています。今後は、計画的な修繕に努めながら、将来を見据えた施設の在り方を検討する必要があります。

対応策

文化・スポーツ施設等については、いつでも誰でもが活動ができる環境づくりに努めながら、長寿命化計画を基に適正な維持管理に努めます。また、文化・スポーツ活動を推進するために、学校体育施設の開放を引き続き行います。

政策2 教育環境の整備

施策4 学びのセーフティネットの構築

目標4-1 家庭への経済的支援と健康保持

事業20 学校給食を通した食育と食生活指導の充実

現状と課題

小中学校及び幼稚園で給食を提供しています。給食は、地元食材の活用を進めながら、栄養量を満たした適切な栄養が摂取できる献立に努めています。今後も、給食を通して、子どもたちの健全な発育・発達を支援することが大切です。

対応策

各学校の栄養教諭及び栄養士が連携し、栄養量の確保と残食などの課題を共有し、献立を工夫しながら、子供たちの健全な発育・発達を支援する給食を提供します。

事業21 就学援助制度の充実

現状と課題

就学援助を必要とする家庭に、継続した効果的な支援が必要です。

対応策

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助及び特別支援教育就学奨励の取組として、学用品費等の援助を行っていきます。

事業22 奨学金制度の充実

現状と課題

経済的な支援を要する家庭に対し、奨学金制度を運用した援助を拡充・継続していく必要があります。

対応策

奨学金制度について広く周知し、貸付を行うとともに、制度の充実に向けた検討を行います。また、償還に関しては、状況に応じ猶予、分納等の対応も取りながら適切に行っていきます。

目標 4-2 教育機会の提供

事業 23 特別支援教育の充実

現状と課題

学校教育に特別な支援を必要とする子どもが増加しており、障害のある子どもが障害のない子どもと可能な限り共に十分に教育を受けられるよう、一人一人の教育ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みづくりを進めることが課題です。

対応策

学校教育に特別な支援が必要な子どもたちに対し、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、小中学校及び幼稚園に在籍する子どもたちに対し、必要な指導や支援を行います。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整備し、全ての教員が障害や特別支援教育に関する理解を深める取組を推進します。また、就学前の子どもの障害の早期発見と適切な支援に努めます。

事業 24 不登校の解消に向けた取組、学びの場の確保等

現状と課題

不登校の児童生徒が継続して生じている状況であり、適切な学習の場の確保等が必要です。

対応策

教育委員会、学校及び保護者の連携を強化し、不登校の児童生徒が相談しやすい体制を確立するとともに、学びの場を確保します。

施策 5 教育を振興するための基盤整備

目標 5-1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

事業 25 学校教育を支援するための人員の配置

現状と課題

教育現場では、問題行動の発生、不登校及び特別支援を要するといった多様な児童生徒への対応等で、教員だけで対応することが難しくなっています。このような中で、小中学校及び幼稚園での教育を支援するため、教

育委員会に学校教育専門指導員を配置するとともに、学校に学力向上支援員を配置していますが、今後も、継続的な配置が必要な状況です。

対応策

教育環境の充実を図るため、引き続き、必要な人員を配置し、教職員の指導体制の強化と教師の教育力向上のための取組を支援します。

事業 26 預かり保育の拡充

現状と課題

預かり保育を必要とする家庭が増加しています。このため、預かり保育のニーズに対応するためには、教育委員会と子ども家庭課との連携を強め、持続可能なサービスのあり方の方向性を検討することが必要です。

対応策

預かり保育のニーズに対応できる幼保連携の環境づくりを目指します。

事業 27 部活動・課外活動を含めた多様な人材を活用した教育活動の

展開

現状と課題

中学校での部活動及び小学校での課外活動を各校で実施していますが、活動の更なる充実が必要です。

対応策

中学校の部活動に部活動指導員・外部指導者、小学校に教員補助員を配置し、それぞれの活動を補助・充実させるとともに、教職員の負担軽減を図ります。

目標 5-2 ICT 利活用のための基盤整備

事業 28 ICT 教育の推進

現状と課題

全ての児童生徒1人に1台の端末の整備等を行いましたが、今後、機器の更新費用、通信環境の確保、ICTを有効に活用していくための指導体制の確立が課題となります。

対応策

国及び県の動向を注視し、財源確保に努め、学校と連携を図りながら、ICT教育を推進していくための体制の構築を図ります。

目標 5-3 安全・安心で質の高い教育環境の整備

事業 29 学校施設の計画的な管理・修繕

現状と課題

学校施設について、経年劣化が進行している状況であり、長寿命化計画

を基とした計画的な修繕に努める必要があります。

対応策

施設の管理・修繕について、長寿命化の視点から計画的な施設管理、予防保全に努めます。

事業 30 中学校の再編整備

現状と課題

新中学校の整備を進めています。新中学校開校に向けた準備を進め、開校を円滑に行うための準備が必要です。

対応策

新中学校の令和 7 年 4 月開校を目指し、工事等を着実に進めます。また、教育委員会において、新中学校開校準備委員会を設置し、開校に向けた準備を進めます。

目標 5-4 児童生徒等の安全の確保

事業 31 通学等子どもの安全確保対策

現状と課題

児童生徒は、徒步・自転車・スクールバスで通学し、また、通学の際には、地域住民が児童生徒の見守りを行っていますが、通学等の安全確保が必要であり、通学路の点検等により危険個所の把握に努めています。

対応策

スクールバスの運行については、安全な運行形態を構築します。また、徒步・自転車通学の児童生徒の安全を確保するための地域住民との連携・協力を進めていきます。

第6章 計画の推進と進行管理

第5章で述べた政策、施策、施策の目標、事業の現状と課題及びその対応策の具体的な事務事業については、第2次総合計画の基本計画に基づき作成する「美里町総合計画 実施計画書（事務事業の概要）」により、一つ一つ進行管理を行っていきます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、教育に関する「事務の管理及び執行の状況について点検及び評価」を活用して、一つ一つを点検・評価していきます。そして、教育委員会による自己評価や学識経験者の評価を基に、教育施策の見直しを行っていきます。